障がいを持つ方への 手当があります



精神または身体に著しく重度の障がいを有する 20 歳以上の在宅の方に特別障害者手当、20 歳未満の在宅の方に障害児福祉手当を支給しています。

※受給するためには申請が必要です。

		4+ DURY (*) +/ -7 \/	RACHIDATA LACINA			
	特別障害者手当 			障害児福祉手当 		
対象	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者			20 歳未満で精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児		
	【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がいが <u>重複する方</u> またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の 1、2 級 ○知能指数がおおむね 20 以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がいは目安です。			【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がいを有する方またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の 1、2級 ○知能指数がおおむね 20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がいは目安です。		
	次のような場合は手当を支給できません。 ・障がい者が施設に入所している場合 ・障がい者が3か月を超えて病院や福祉施設など に入院(所)している場合			次のような場合は手当を支給できません。 ・障がい児が施設に入所している場合 ・障がい児が障がいを事由とする年金を受けることができる場合 ・医療法に規定された病院・診療所へ入院(所)している場合		
支給額	【手当月額】28,840円			【手当月額】15,690円		
	※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応 じて毎年4月に改定されます。			※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年4月に改定されます。		
支給月	2月、5月、8月、11月(各月10日)					
所得制限	受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当は支給					
	されません。	扶養親族の人数		本人	配偶者・扶養義務者	
		0人		3,604,000円	6,287,000円	
		1人		3,984,000円	6,536,000円	
		2人		4,364,000円	6,749,000円	
		3人		4,744,000円	6,962,000円	
		4人		5,124,000円	7,175,000円	
	5人			5,504,000円	7,388,000円	